

法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会 第14回会議配布資料	28
---------------------------------	----

要綱（骨子）案

要綱（骨子）案

第一 暴行・脅迫要件、心神喪失・抗拒不能要件の改正

一 強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪の要件の改正

1 次の(一)に掲げる行為その他これらに類する行為により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ、又は次の(二)に掲げる事由その他これらに類する事由により、当該状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の拘禁刑に処するものとする。

(一) 次に掲げる行為

- (1) 暴行又は脅迫を用いること。
- (2) 心身に障害を生じさせること。
- (3) アルコール又は薬物を摂取させること。
- (4) 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にすること。
- (5) 拒絶するいとまを与えないこと。

- (6) 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、又は驚愕させること。
- (7) 虐待に起因する心理的反応を生じさせること。
- (8) 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること。

(二) 次に掲げる事由

- (1) 暴行又は脅迫を受けたこと。
 - (2) 心身に障害があること。
 - (3) アルコール又は薬物の影響があること。
 - (4) 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にあること。
 - (5) 拒絶するいとまがないこと。
 - (6) 予想と異なる事態に直面して恐怖し、又は驚愕していること。
 - (7) 虐待に起因する心理的反応があること。
 - (8) 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮していること。
- 2 行為がわいせつなものではないと誤信させ、若しくは行為の相手方について人違いをさせて、又は

行為がわいせつなものではないと誤信していること若しくは行為の相手方について人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、1と同様とするものとする。

二 強制性交等罪及び準強制性交等罪の要件の改正

1 一 1(一)に掲げる行為その他これらに類する行為により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ、又は一 1(二)に掲げる事由その他これらに類する事由により、当該状態にあることに乗じて、性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）をした者は、五年以上の有期拘禁刑に処するものとする。

2 行為がわいせつなものではないと誤信させ、若しくは行為の相手方について人違いをさせて、又は行為がわいせつなものではないと誤信していること若しくは行為の相手方について人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、1と同様とするものとする。

第二 刑法第七十六條後段及び第七十七條後段に規定する年齢の引上げ

一 十三歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の拘禁刑に処するものとし、十三歳以上十六歳未満の者に対し、当該者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、わいせつ

な行為をしたときも、同様とするものとする。

二 十三歳未満の者に対し、性交等をした者は、五年以上の有期拘禁刑に処するものとし、十三歳以上十六歳未満の者に対し、当該者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、性交等をしたときも、同様とするものとする。

第三 刑法第七十六条の罪に係るわいせつな挿入行為の同法における取扱いの見直し

一 第一の一(一)に掲げる行為その他これらに類する行為により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ、又は第一の一(二)に掲げる事由その他これらに類する事由により、当該状態にあることに乗じて、膣又は肛門に身体の一部（陰茎を除く。二において同じ。）又は物を挿入する行為であつてわいせつなものをした者は、五年以上の有期拘禁刑に処するものとする。

二 行為がわいせつなものではないと誤信させ、若しくは行為の相手方について人違いをさせて、又は行為がわいせつなものではないと誤信していること若しくは行為の相手方について人違いをしていることに乗じて、膣又は肛門に身体の一部又は物を挿入する行為であつてわいせつなものをした者も、一と同様とするものとする。

(注) このほか、第二の二、刑法第七十九条第二項（監護者性交等）、第八十一条第二項（強制性交等致死傷）並びに第二百四十一条第一項及び第三項（強盗・強制性交等及び同致死）並びに盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条（刑法第二百四十一条第一項の罪に係る部分に限る。常習強盗・強制性交等）においても、同様の挿入行為を処罰対象とする。

第四 配偶者間において強制性交等罪などが成立することの明確化

一 第一の一の行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、六月以上十年以下の拘禁刑に処するものとする。

二 第一の二及び第三の一の行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、五年以上の有期拘禁刑に処するものとする。

第五 性交等又はわいせつな行為をする目的で若年者を懐柔する行為に係る罪の新設

一 わいせつの目的で、十六歳未満の者に対し、次の(一)から(三)までのいずれかに掲げる行為をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処するものとする。

(一) 威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求する行為

(二) 拒まれたにもかかわらず、反復して面会を要求する行為

(三) 金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして面会を要求する行為

2 1の罪を犯し、よってわいせつの目的で当該十六歳未満の者と面会をしたときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処するものとする。

二 十六歳未満の者に対し、次の1又は2のいずれかに掲げる姿態をとってその映像を送信する行為を要求した者(2に掲げる姿態をとってその映像を送信する行為を要求した場合については、その要求した行為をさせることがわいせつなものであるときに限り、当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。)は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処するものとする。

1 性交、肛門性交又は口腔性交をする姿態

2 1に掲げるもののほか、膣又は肛門に身体の一部又は物を挿入し又は挿入される姿態、性的な部位(性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。)を触り又は触られる姿態、性的な部位を露出した姿態その他の姿態

第六 公訴時効の見直し

一 時効は、次の1から3までに掲げる罪については、刑事訴訟法第二百五十条第二項の規定にかかわらず、当該1から3までに定める期間を経過することによって完成するものとする。

1 刑法第八十一条の罪（人を負傷させたときに限る。）若しくは同法第二百四十一条第一項の罪又は盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（同項の罪に係る部分に限る。）二十年

2 第一の二、第二の二若しくは第三の罪若しくは刑法第七十九条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪 十五年

3 第一の一若しくは第二の一の罪若しくは刑法第七十九条第一項の罪若しくはこれらの罪の未遂罪 又は児童福祉法第六十条第一項の罪（自己を相手方として淫行をさせる行為に係るものに限る。） 十二年

二 時効は、一1から3までに掲げる罪については、被害者が犯罪行為が終了時に十八歳未満である場合には、刑事訴訟法第二百五十条第二項及び一の規定にかかわらず、一1から3までに定める期間に当該犯罪行為が終了した時から当該被害者が十八歳に達する日までの期間に相当する期間を加算した期間を

経過することによって完成するものとする。

三 一及び二は、その施行の際既にその公訴の時効が完成している罪については、適用しないものとする。

(注) なお、一1から3までに掲げる罪(第一、第二及び第三の罪並びにこれらの罪の未遂罪を除く。)又は刑法第七十六条から第七十八条までの罪若しくはこれらの罪の未遂罪を施行前に犯した場合でも、施行の際、公訴時効が完成していないときは、一及び二を適用する旨の規定の整備を行う。

第七 被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則の新設

一 1に掲げる者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録した記録媒体(その供述がなされた聴取の開始から終了に至るまでの間における供述及びその状況を記録したものに限り。)は、その供述が2に掲げる措置が特に採られた状況の下にされたものであると認める場合であつて、聴取に至るまでの状況その他の事情を考慮し相当と認めるときは、刑事訴訟法第三百二十一条第一項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができるものとし、この場合において、裁判所は、その記録媒体を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならない

ものとする。

1 次に掲げる者

- (一) 第一、第二、第三若しくは第五の罪、刑法第七十九条若しくは第八十一条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この(一)において同じ。）、同法第二百二十七条第一項（同法第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは第二百四十一条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者

- (二) 第八の罪、児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪の被害者

- (三) (一)及び(二)に掲げる者のほか、犯罪の性質、供述者の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、公判準備又は公判期日において更に供述することで精神の平穩を著しく害されるおそ

れがあると認められる者

2 次に掲げる措置

(一) 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、供述者の不安又は緊張を緩和することその他の供述者が十分な供述をするために必要な措置

(二) 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、誘導をできる限り避けることその他の供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置

二 一の規定により取り調べられた記録媒体に記録された供述者の供述は、刑事訴訟法第二百九十五条第一項前段の適用については、被告事件の公判期日においてされたものとみなすものとする。

第八 性的姿態の撮影行為及びその画像等の提供行為等に係る罪の新設

一 撮影罪

1 次の(一)から(四)までのいずれかに掲げる行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処するものとする。

(一) 正当な理由がないのに、ひそかに、次の(1)又は(2)に掲げる姿態等(四及び四1(四)において「性的

「姿態等」という。)のうち、人が通常衣服を着けている場所において不特定又は多数の者の目に触れることを認識しながら自ら露出しているものを除いたもの(以下「対象性的姿態等」という。)を撮影する行為

(1) 人の性的な部位等(性的な部位(性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下同じ。))又は人が身に着けている下着(通常衣服で覆われており、かつ、性的な部位を覆うのに用いられるものに限る。)のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている部分(以下「性的な部位」という。))

(2) (1)に掲げるもののほか、わいせつな行為又は性交等がされている間における人の姿態

(二) 第一の一(一)に掲げる行為その他これらに類する行為により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ、又は第一の一(二)に掲げる事由その他これらに類する事由により、当該状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

(三) 人に行為がわいせつなものではないと誤信させ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないと誤信させて、又は人が行為がわいせつなものではないと誤信していること若しくは特定の者以外の者が

閲覧しないと誤信していることに乗じて、その対象性的姿態等を撮影する行為

(四) 正当な理由がないのに、十三歳未満の者に対し、その性的姿態等を撮影し、又は十三歳以上十六歳未満の者に対し、当該者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、性的姿態等を撮影する行為

2 1の罪の未遂は、罰するものとする。

二 提供罪・公然陳列罪

1 性的影像記録（一1(一)から(四)までに掲げる行為若しくは五1の行為により生成された電磁的記録その他の記録又は当該記録の全部若しくは一部（一1(一)から(四)までに定める姿態等が記録された部分に限る。）を複製したものをいう。2及び三において同じ。）を提供した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処するものとする。

2 性的影像記録を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとする。

三 保管罪

二の行為をする目的で、性的影像記録を保管した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処するものとする。

四 影像送信罪

1 不特定又は多数の者に対し、次の(一)から(四)までのいずれかに掲げる行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとする。

(一) 正当な理由がないのに、送信されることの情を知らない者の対象性的姿態等の影像送信（電気通信回線を通じて、影像を送ることをいい、性的影像記録に係るものを除く。以下同じ。）をする行為

(二) 第一の一(一)に掲げる行為その他これらに類する行為により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ、又は第一の一(二)に掲げる事由その他これらに類する事由により、当該状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等の影像送信をする行為

(三) 人に行為がわいせつなものではないと誤信させ、若しくは不特定若しくは多数の者に送信されないと誤信させて、又は人が行為がわいせつなものではないと誤信していること若しくは不特定若し

くは多数の者に送信されないと誤信していることに乗じて、その対象性的姿態等の影像送信をする行為

(四) 正当な理由がないのに、十三歳未満の者の性的姿態等の影像送信をし、又は十三歳以上十六歳未満の者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、当該十三歳以上十六歳未満の者の性的姿態等の影像送信をする行為

2 情を知って、不特定又は多数の者に対し、1(一)から(四)までのいずれかに掲げる行為により送信された影像の影像送信をした者も、1と同様とするものとする。

五 記録罪

1 情を知って、四1(一)から(四)までのいずれかに掲げる行為により送信された影像を記録した者は、1と同様とするものとする。

2 1の罪の未遂は、罰するものとする。

第九 性的姿態の画像等を没収・消去することができる仕組みの導入

一 複写物の没収

1 次の(一)又は(二)に掲げる物は、これを没収することができるものとする。

(一) 第八の一1又は五1の罪の犯罪行為により生じた物を複写した物

(二) 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第三条第一項から第三項までの罪の犯罪行為を組成し、若しくは当該犯罪行為の用に供した私事性的画像記録が記録されている物若しくはこれを複写した物又は当該犯罪行為を組成し、若しくは当該犯罪行為の用に供した私事性的画像記録物を複写した物

2 1による没収は、犯人以外の者に属しない物に限り、これを行うことができるものとし、ただし、犯人以外の者に属する物であっても、犯罪の後にその者が情を知って保有するに至ったものであるときは、これを没収することができるものとする。

二 検察官が保管している押収物に係る性的姿態の画像等の廃棄・消去をすることができる仕組みの導入

1 検察官による措置

(一) 検察官は、その保管している押収物が次の(1)から(3)までに掲げる物である場合において、当該押収物が(二)に規定するものでないときは、廃棄することができるものとする。

(1) 第八の一1の行為により生じた物若しくは第八の四1(一)から四までの行為により送信された影像を記録する行為により生じた物又はこれらを複写した物

(2) 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第三条第一項から第三項までに規定する行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録が記録されている物若しくは当該行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録物又はこれらを複写した物

(3) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第二条第三項に規定する児童ポルノ

(二) 検察官は、その保管している押収物であつて(一)(1)から(3)までに掲げるものが次の(1)に掲げる電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）を記録したものであるときは、次の(2)に掲げる措置をとることができるものとする。

(1) 次に掲げる電磁的記録

ア 性的姿態等（第八の一1(一)に定める性的姿態等をいう。）の電磁的記録

イ 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第二条第一項に規定する画像に係る電磁的記録

ウ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第三条の二に規定する電磁的記録

(2) 次に掲げる措置

ア 当該押収物に記録されている対象電磁的記録を全て消去すること。

イ 当該押収物に記録されている電磁的記録が大量であることその他の事由により当該押収物に記録されている全ての電磁的記録の内容を確認することができないため、アに掲げる措置をとることが困難であると認めるときは、当該押収物に記録されている電磁的記録を全て消去すること。

ウ 技術的理由その他の事由により、ア及びイに掲げる措置をとることが困難であると認めるときは、当該押収物を廃棄すること。

(三) 検察官は、(二)に規定する場合において、当該対象電磁的記録が刑事訴訟法第二百十八条第二項の

規定により複製されたものであって、同項に規定する電気通信回線で接続している記録媒体に当該複製の対象とされた対象電磁的記録が記録されているときは、同項の電子計算機で消去をすることができることとされている当該対象電磁的記録を当該電子計算機で消去する権限を有する者に対し、その削除を命ずることができるものとする。

2 廃棄等処分及び削除命令の手續

(一) 検察官は、1(一)又は(二)による処分(以下「廃棄等処分」という。)をしようとするときは、あらかじめ、押収物を廃棄しようとする場合にあつては当該押収物の所有者その他の権利者について、電磁的記録を消去しようとする場合にあつては当該電磁的記録が帰属する者について、聴聞を行わなければならないものとする。

(二) 検察官は、1(三)による命令(以下「削除命令」という。)をしようとするときは、あらかじめ、削除命令の名宛人となるべき者について、聴聞を行わなければならないものとする。

(三) 検察官は、(一)又は(二)による聴聞を行った場合において、廃棄等処分をする旨の決定(以下「廃棄等決定」という。)又は削除命令をすることが必要であると認めるときは、遅滞なく、廃棄等決定

又は削除命令をするものとする。

(四) 検察官は、1(二)イ又はウに掲げる措置に係る廃棄等決定を行う場合において、(一)に定める者から押収物に記録されている電磁的記録を特定してこれを複製した他の記録媒体の交付を受けたい旨の申出があり、当該電磁的記録が対象電磁的記録ではないと認められるときは、あらかじめ、当該電磁的記録を複製した他の記録媒体を交付するものとする。

(五) 検察官は、廃棄等処分をしようとするときは、刑事訴訟法の規定による押収を解いた上、これを領置するものとする。

3 検察庁の長に対する審査の申立て

(一) 廃棄等決定若しくは削除命令又は2(五)による領置に不服がある者は、当該廃棄等決定若しくは削除命令又は2(五)による領置をした検察官が所属する検察庁の長（当該検察官が区検察庁の検察官である場合については、その庁の対応する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正。以下同じ。）に対し、審査の申立てをすることができるものとする。

(二) 検察庁の長は、(一)による審査の申立てについては、次の(1)から(4)までに掲げる区分に従い、当該

- (1) から(4)までに定める裁決をしなければならないものとする。
- (1) 当該審査の申立てが申立て期間が経過した後に変更されたものである場合その他不適法である場合
当該審査の申立てを却下する裁決
- (2) 当該審査の申立てに理由がない場合 当該審査の申立てを棄却する裁決
- (3) 当該審査の申立てが廃棄等決定又は削除命令に係るものである場合において、当該審査の申立てに理由があるとき 当該審査の申立てに係る廃棄等決定又は削除命令を取り消し、又は変更する裁決
- (4) 当該審査の申立てが2(五)による領置に係るものである場合において、当該審査の申立てに理由があるとき 当該領置が違法である旨を宣言するとともに、当該領置をした検察官に対し、当該領置の撤廃を命ずる裁決
- (三) 廃棄等決定若しくは削除命令又は2(五)による領置の取消しの訴えは、当該廃棄等決定若しくは削除命令又は2(五)による領置についての審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ、提起することができないものとする。

4 調査の権限

(一) 検察官は、廃棄等処分又は削除命令をするため必要があるときは、2(一)に定める者、削除命令の名宛人となるべき者その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができるものとする。

(二) 検察官は、廃棄等処分又は削除命令をするため必要があるときは、押収物の錠をはずし、封を開き、対象電磁的記録を確認することその他必要な処分をすることができるものとする。

(三) (一)又は(二)による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないものとする。

5 罰則

(一) 削除命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処するものとする。

(二) 4(一)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書その他の物件を提出せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をした文書その他の物件を提出したときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処するものとする。

(三) 2(四)の申出をするに当たり、虚偽の陳述をした者は、五十万円以下の罰金に処するものとす
と。

6 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。